令和５年「資産等報告書」

意　見　書

築上町政治倫理審査会

1. 資産等報告書の提出状況

(1)　改正築上町政治倫理条例（平成 18 年築上町条例第 7 号、令和 4 年 3 月 18 日条例第 12 号による一部改正、以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、資産等報告書（以下「報告書」という。）の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）の 3 人及び町議会議員（以下「議員」という。）14 人の計 17 人は、1 月 1 日現在の内容を記載した報告書を町長等にあっては町長に、議員にあっては議長に提出し、さらに議長は町長に提出しました。

築上町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、6 月 15 日付で、町長からこれら報告書の提出を受け、内容についての審査を求められました。

(2)　審査会が審査した報告書の内訳は、次のとおりです。

区　　分	対象者数	報告者数
提出義務者に関するもの	17人	17人
提出義務者の配偶者に関するもの	13人	13人
提出義務者の扶養親族に関するもの	3人	3人
合　　計	33人	33人

(3)　提出義務者等のまとめの一覧表

添付資料（1）のとおり

2. 審査の経過

6 月 21 日から 8 月 26 日までの間、合計 5 回にわたって審査を実施しました。

その審査の概要については、次のとおりです。

開　催　日	内　　容
第2回　6月21日（水）	審査方法の基本方針について
第3回　7月 6日（木）	提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第4回　7月25日（火）	提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第5回　8月16日（水）	照会項目に対する回答についての審査 提出義務者への再照会項目の検討 意見書作成について検討
第6回　8月26日（土）	再照会項目に対する回答についての審査

※令和5年度　第1回　築上町政治倫理審査会は、資産等報告書の審査とは別に令和5年5月16日に開催し、条例改正（案）についての協議を行いました。

3. 提出義務者に対する審査・照会事項及びその回答状況

（1）審査用一覧表の作成

提出期限内に提出された報告書について、各項目における前年との違いを明確にするため、また審査の簡素化・効率化を図るために、前年と同様に報告書記載内容の一覧表を作成したうえで、まず、本年の報告書の内容を審査し更に一覧表等から前年との比較状況を把握して、必要に応じ報告書で詳細な部分を審査するという形で審査を実施しました。

○　令和 5 年築上町政治倫理条例資産等報告者一覧表　添付資料（2）

○　提出義務者別「令和 5 年資産等報告書」一覧　　添付資料（3）

（2）照会状況

審査を効率よく行うため、審査前に、審査会事務局において報告書の記載もれや記載誤りと思われる箇所の修正・確認依頼及び不足の添付資料の提出依頼をおこないました。

その後、審査会による審査において、報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等について照会をおこないました。

照会の主な内容は、預貯金増加の理由や減少の使途について、また、動産（自動車等）の所有の有無についてなどです。

（3）照会者数・再照会者数

照　会　日	対　象　者	回　答　者
7 月 10 日・7 月 28 日	27 人	27 人
再　照　会　日	対　象　者	回　答　者
8 月 18 日	1 人	1 人

他部局への照会はありませんでした。

（4）回答状況

回答状況　　照会期間中に選挙が行われたため、照会を行った 27 人の内数名については提出の遅れがありましたが、27 人全員より回答がありました。
再照会を行った 1 人については期限内に回答がありました。

4. 審査方法

条例に基づく審査方法によって、提出義務者から提出された報告書を確認し、その内容の

整合性について公正な審査に努めました。その手順は以下の通りです。

（1）形式的審査（報告書内容の確認）

まずは、資産等報告書の項目と報告書と一緒に提出する各証明書類とが、内容的に整合しているかどうかについて確認しました。不明確と思われる箇所あるいは書類の不備が認められたものについては、審査前に提出義務者に対し、訂正依頼および必要資料の提出を依頼しました。特に審査の中では、報告書の内容が不明確であったり、証明書類と合わなかったりした場合、提出義務者に対して、照会をおこないました。そして、照会に対する回答を見て、内容をさらに審査しました。

（2）実質的審査（資産の変動の把握）

形式的審査と同時に、報告書提出義務者の資産にどのような動きがあるかを審査しました。審査では、過去 3 カ年の資産報告を基礎資料とし、昨年度から資産にどれくらいの動きがあったか、大きな変化があった資産について問題がないかを審査しました。特に、不動産や預貯金などの資産に大きな増減があったときについて、その理由（出所あるいは使途）を報告書提出義務者に照会し、回答を求めました。

5. 審査結果

審査会では、令和4年4月1日施行の条例に基づき、同居の親族を除外した報告書提出義務者の不動産、条例第5条1号エに列挙された価額50万円以上の動産、預貯金、有価証券等の保有状況、収入等の状況、税・社会保険の納付状況を詳細にチェックしています。今年度も、提出義務者による資産等報告書の提出、当審査会からの照会・再照会への対応は概ね円滑に行われ、審査は予定通り終了となりました。大きな問題点は見当たりませんでした。

審査会が行うのは、提出のあった報告書、証明書類、照会に対する回答の記載内容、財産収支状況の整合性についての審査ですから、記載内容に誤りや不明確な部分があったり、不記載があったり、あるいは、証明書類に不備があったりすると、整合性があるとの判断がつかないことになります。また、審査の過程で、記載内容の不統一、証明内容の基準日との不整合もいくつか見受けられましたので、改めて、基準日の遵守、記載の仕方の統一について徹底する必要があると考えております。選挙の結果新たに議員になられた方もおられます。「資産等報告書記載要領」に必要な指示を明記しておりますので、次年度の報告書等作成提出の際には、この「資産等報告書記載要領」を十分参照され、記載内容や提出書類に不備がないかどうか必ず確認されるよう特に強く求めます。

6. 今回の条例改正について

ところで、本年度も築上町政治倫理条例の改正が行われました。6月20日に築上町議会で成立した「築上町政治倫理条例の一部を改正する条例」（令和5年築上町条例第32号）による改正です。本条例の改正案については、事前に、令和5年5月2日付5築総第050103号により政治倫理審査会に審議するよう諮問があり、政治倫理審査会では、5月16日に審査会を開催して審議し、審議の結果を「築上町政治倫理条例の一部改正について（答申）」に纏めて、答申しました。主な改正点は、条例第16条の内容をなす以下の2点です。

第1点は、これまで、町長等、議員、その他特別職にある者は、築上町との間で請負契約、下請け工事、業務委託契約、一般物品納入契約をすることが禁止（請負等規制）されていた

のですが、議会議員についてはこれを改めて、年額300万円までであればこれらを行うことができるようにするというものです。第2点は、前記請負等規制は、町長等、議員、その他特別職にある者本人だけでなく、その配偶者、（姻族を除く）2親等以内の親族に及ぶというものでしたが、この機会にこれを改めて、同居の親族を新たな規制対象にすることとするが、親族は1親等に限り、2親等の（姻族を除く）親族については請負規制緩和の対象とするというのです。

すなわち、同居の親族を新たに加えて、町長等及びその他の特別職にあっては、本人、その「配偶者及び1親等内（姻族を除く。）又は同居の親族並びに町長等及びその他の特別職が役員をしている企業または町長等及びその他の特別職が実質的に携わる企業」（同条1項1号）が請負規制対象者であり、議会の議員については、本人のほかに、その「配偶者及び1親等内（姻族を除く。）又は同居の親族並びに町長等及びその他の特別職が役員をしている企業または町長等及びその他の特別職が実質的に携わる企業」（同条1項2号）に限って年額300万円を超える請負が規制の対象となるというのです。

第1点については、地方公共団体の議員のなり手不足解消に資することが期待されるとして、令和5年3月1日から施行された令和4年法律第101号「地方自治法の一部を改正する法律」による地方自治法改正法第92条の2及び改正地方自治法施行令第121条の2の規定に条例の内容を整合させようとする改正提案でした。その内容は、7月23日に実施予定の築上町議会議員選挙における実質的な立候補の資格要件にも係わることでありますから、地方自治法の改正内容にあわせて、齟齬遺漏のないように本条例を改正すべきものと判断しました。

第2点の2親等の（姻族を除く）親族についての請負等規制緩和は、地方自治法においては、配偶者も親族も規制の対象ではありませんから、築上町独自の内容の改正です。築上町が、配偶者や親族2親等までをも規制することにしたのは、この地域の特性を十分考慮したうえで設けた規制であるはずです。地縁、血縁の濃淡、それを基盤とする利害関係の強弱はそれぞれその地域によって異なるはずです。近隣の自治体もその地域の状況・特性を反映した規制をそれぞれ地方自治法とは別に設けております。

築上町は、親族2親等までを規制の対象にしてきました。それなのになぜ今回の改正において親族1親等に限定することにするのか。その説明として、いわゆる議員のなり手不足の解消に資するためという漠然とした説明だけでは不十分であり、具体的かつ十分な説明が尽くされる必要があると思います。

築上町の政治倫理条例は、2011年10月1日時点の「福岡県、佐賀県全自治体　政治倫理条例　ランキング」においては、第1位を獲得し、質の高い優れた政治倫理条例であると評価されていました。ところが、昨年からの相次ぐ改正の内容には明らかにその質の低下がみられるように思います。条例内容の改正に起因して築上町全体の政治倫理意識の低下が懸念されます。今後、意識向上に向けた姿勢や取り組みを強く希望します。

7. 保有する現金の自己申告について

昨年、令和4年3月18日条例第12号によって一部改正された築上町政治倫理条例は、第4条第2項の「又は同居の親族」という文言を削除する、第5条第1項1号（エ）の「動産」を「自動車、農機具、船舶、航空機、美術工芸品および貴金属」に限定する、第16条第1項の「（姻族を除く。）」を親族の後のところに移動させるという内容の改正でしたが、改正の主眼は、資産等の報告対象から報告書提出義務者が保有又は所持する50万円以上の現金を明確に除外するというところにありました。このようにして、保有する現金の申告は、条例上の根拠

を失うことになったようですが、政治倫理審査委員会としては、引き続き、報告義務者に50万円以上の現金を保有又は所持する場合の自己申告への協力をお願いしていくつもりです。

保有する現金の自己申告による報告は、政治倫理審査会が、5年前から求め続けてきたことでした。政治倫理審査会の前会長は、令和元年「資産報告書」意見書において次のように記載しておられます。「平成30年12月、京築広域圏消防本部への採用をめぐって、当時の議員1名（平成31年1月死去、以下「元町議」という。）が、あっせん収賄の罪で起訴されました。採用への便宜をはかった見返りに、知人から多額の現金を受け取っていたことが明らかになっています（死去により元町議に対する公訴は棄却）。また、この元町議は、平成31年3月、築上町のし尿処理施設をめぐる官製談合事件においても入札業者から多額の現金を受け取り、入札を妨害した疑いで書類送検されました（死去により元町議は不起訴）。こうした不正な金銭のやりとりを把握できず、事件を感知できなかったことを審査会としても極めて深刻に受け止めています。町長等や議員の不正の防止、公正かつ民主的な町政の実現を目的とする審査会の存在意義が問われる重大な事態と言わざるをえません。前述のように、審査会では提出された資料をもとに、報告書提出義務者の不動産、動産、預貯金の保有状況などをチェックしておりますが、意図的に隠された預貯金口座や証明書類のない現金（報告書提出義務者が自身や自宅で保有している金銭）は、残念ながら審査できておりません。特に、直接保有する現金額の把握は困難です。現金は、広い意味では動産にあたります（民法第86条第2項）が、極めて流動性が高く、自動車などとは性質が異なること、またその保有を証明する書類がない等のことから、慣例的に、審査会の審査対象外としてきた経緯があります。今回の事件の重大性に鑑みて、審査会としては、今後、保有現金についても自己申告による報告を求めていくべきであると考えます。」と。

築上町の有している政治倫理条例は、「福岡県、佐賀県全自治体　政治倫理条例　ランキング」（2011年10月1日時点）において第1位と評価されている優れた条例であるにもかかわらず、この築上町においてあっせん収賄事件や官製談合事件が相次いで発生してしまったことを重く受け止めて、このような不正な金銭のやり取りが築上町で二度と行われないために、政治倫理審査会としてできることとしては、保有現金の自己申告を求めることであり、これが有用であると考えております。

権限や地位を利用した不正な行為を抑制して政治倫理を確立して、開かれた、そして、公正かつ民主的な町政を健全に発達させていくことは、この審査会のみならず、町長等及び議員はじめ、全ての町民の目指すところであり、願いでもあります。保有現金の自己申告はこの目的達成のために有用です。また、現金の申告があれば、それによる財産の収支の報告書等による整合性の説明も一層容易となるはずです。次年度、保有現金の自己申告による報告をお願いします。

8. 築上町政治倫理審査会委員名簿

職	氏　　名	職　　業
会　長	小野　憲昭	専門委員（大学特任教授）
副会長	髙橋　厚至郎	専門委員（弁　護　士）
委　員	奥村　勝美	専門委員（公認会計士）
委　員	大森　和己	専門委員（税　理　士）
委　員	吉留　正敏	町　　民